

市立保育園の食材料費徴収について

1. 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いに関する基本的な考え方

現在、町田市の3～5歳児については、食材料費のうち※1 主食費は保護者負担なし、※2 副食費は保育料の一部として、保護者が負担しています。

しかし、幼児教育・保育の無償化に伴い食材料費の取扱いが、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成30年12月28日関係閣僚合意。以下「方針」という。)において、「幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子どもたちの食材料費については、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする」とされました。

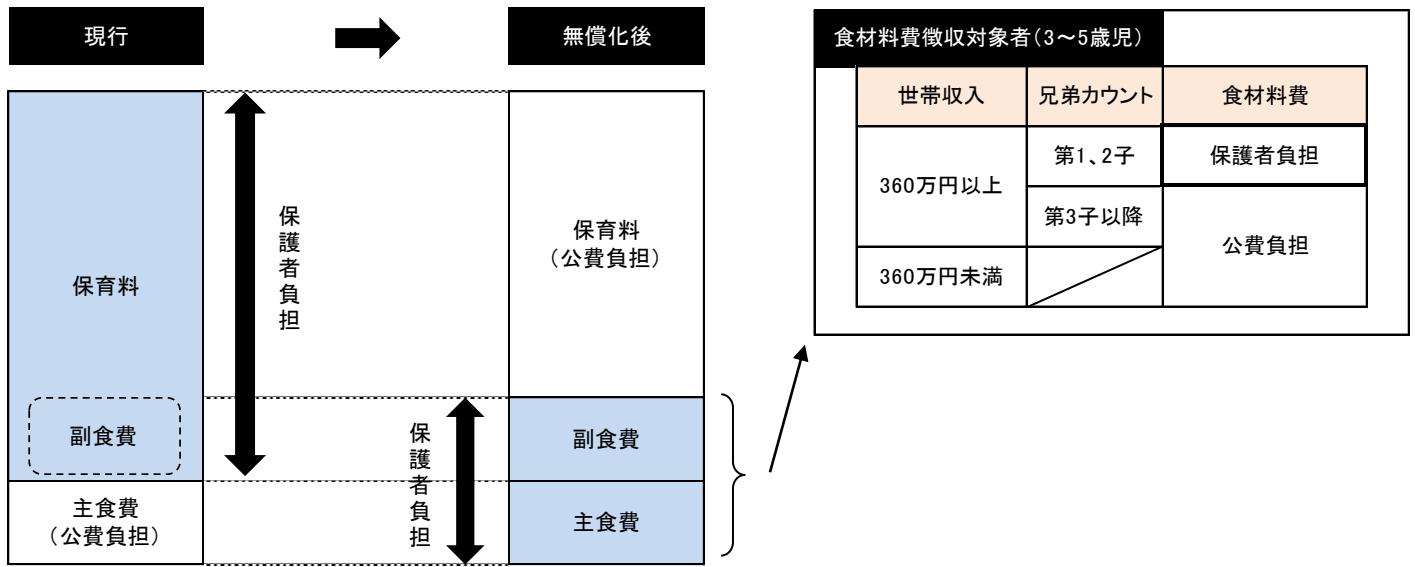
そのため、この方針に基づき、幼児教育・保育の無償化が開始となる2019年10月から市立保育園において※3 3～5歳児の主食費・副食費を保護者から徴収します。

※1 米、麺、パン等

※2 主食費以外の全て(おやつ含む)

※3 世帯収入が360万円未満及び第3子以降の場合は公費負担

■ 保育料の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更イメージ



2.食材料費の徴収額について

3～5 歳児の徴収対象者から食材料費として月額 6,200 円を徴収します。

金額算定方法

食材料費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した食材料費を勘案して定めることとなります。

購入した食材が食材料費の徴収対象となる3～5歳児にどれだけ使用されたか厳密に把握することは難しいため、食材料費の提供先を「0～2歳児」、「3～5歳児」、「保育園職員」等に区分、※4配賦基準を設け、その基準に基づき各区分ごとへ食材料費を配賦し3～5歳児にかかる食材料費を算定します。

上記の算定方法で導き出された食材料費の3ヵ年平均(2016～2018年度)の金額が徴収額となります。

※4 各区分の人数と係数(3～5歳児を基準として、食事量等で各区分ごとに設定)を掛け合わせて算出した基準。

還付等の対応について

基本的には食材料費として6,200円を毎月徴収しますが、次の①②の事由により食材料費の還付等の対応を行います。

- ①入院等による理由で長期休暇
- ②月途中の入退園

3.食材料費の納付について

(1)納付方法

- ①口座振替
- ②納付書払い

(2)支払時期

各月分を各月末に支払。